

奨学金返還のしおり

1 返還方法及び口座振替日について

- (1) 返還方法 指定預金口座からの口座振替
- (2) 口座振替日【選択する返還方法により異なります。口座残高に注意してください。】
 - ◆年 賦(年1回返還) …………… 毎年 1 2 月 2 7 日
 - ◆半年賦(年2回返還) …… 前期 毎年 8 月 2 7 日
後期 毎年 1 2 月 2 7 日
 - ◆月 賦(4 月 開 始) …………… 毎月 2 7 日※口座振替日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日になります。
- (3) 振替手数料 本財団が負担します。

2 領収書について

本財団では、返還金の入金があった際に領収書を発行しません。口座振替の際には、通帳に本財団の名前が表示されます（銀行によっては、「ダイヤモンドファクター」と表示されることもあります）。

3 届出事項について

次の事項に該当したときは、速やかに所定の手続きにて届け出てください。

- (1)(3)(4)の各届出の様式は、ホームページの「書式ダウンロード」からご利用ください。
（掲載位置：事業紹介 → 書式ダウンロード）
- (1) 住所・氏名・職業・連帯保証人等を変更したとき
速やかに本財団宛てに届け出てください。特に住所を変更する場合は直ちに届け出てください。（電話・Eメールでも可）
- (2) 振替口座の変更を希望するとき
再度「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。用紙を郵送しますので、事務局までご連絡ください。なお、変更完了まで4か月程度かかることがあるため、早めに提出してください。
- (3) 返還額・返還期間を変更するとき
返還予定月の5日までに「返還計画変更願出書」を提出してください。
- (4) 返還猶予を希望するとき
大学院に進学したとき、災害又は傷病によって返還が困難になったとき等で返還の猶予を希望する場合は、その事由を証明する書類を添えて「奨学金返還猶予願」を提出してください。審査の結果、承認された場合に返還が猶予されます。



公益財団法人長岡市米百俵財団 事務局

〒940-0062 長岡市大手通 2 - 3 - 1 0

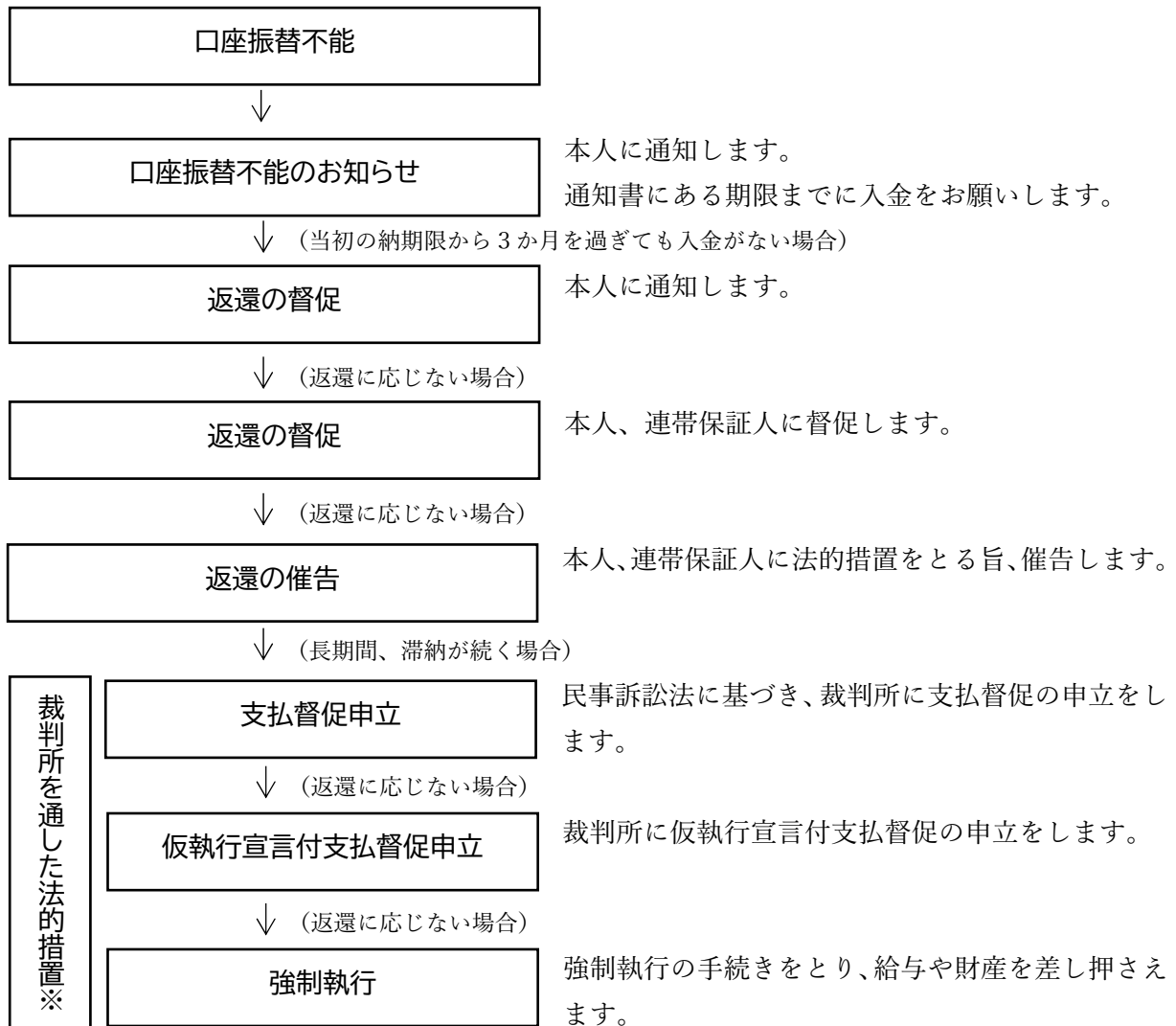
TEL(0258)86-6008 E-mail : kome100@city.nagaoka.lg.jp

URL : <https://kome100.or.jp>

奨学金の返還を延滞した場合

皆様からの返還金は、後輩の奨学金として活用されますので、延滞しないようお願いします。
返還計画どおりの返還が難しい場合は、早めに財団事務局にご連絡ください。

1 延滞した場合の流れ



※支払督促申立に生じた費用は、本人の負担になります。

2 注意事項

(1) 延滞金

正当な理由がなく奨学金の返還を怠った場合は、年 10.75%の延滞金を徴収することがあります。また、支払能力があるにもかかわらず返還を著しく怠った場合、納期限前であっても奨学金残額の全額を請求することがあります。

(2) 委託先からの督促について

奨学金を最後に返還してから6か月以上返還がない場合（半年賦、年賦の場合は納期限から6か月以上返還がない場合）、奨学金の返還請求を外部の専門機関等に委託する場合があります。

また、自宅・携帯電話に電話しても連絡がとれない場合、勤務先への電話や自宅への訪問をすることがあります。